

論点に関する検討課題等

「8 再審請求の審理に関するその他の手続規定」について

第8 再審請求の審理に関するその他の手続規定

- 1 本格的な審理を要しない事案について、迅速な処理を可能とする規律を設けるか

[検討課題]

- (1) いわゆるスクリーニングを可能とする規律を設けることについて

ア 規律を設けることの必要性・相当性

- いわゆるスクリーニングを可能とする規律を設ける必要性・相当性について、どのように考えるか。

イ 具体的な規律の在り方

- 例えば、以下のような規律について、どのように考えるか。

A案

裁判所は、再審請求に係る基本的な資料（趣意書やその添付資料、確定記録等）を確認・検討した上で、

ア 法令上の方針違反があると認める場合、請求に理由がないと認める場合等には、再審請求を棄却する決定をする

イ 請求に理由があると認める場合には、再審開始の決定をする

ウ ア及びイ以外の場合には、請求に理由があるか否かを判断するために審理を行う旨の決定をする
ものとする。

B案

裁判所は、再審請求が法令上の方針に違反する場合や明らかに刑事訴訟法第435条第6号に規定する事由に該当しない場合には、再審請求を棄却する決定をするものとし、ただし、相当な期間を定めた上で補正を命じができるものとする。

- (2) 再審請求の方式に関する規律を法律上明確化することについて

- 再審請求の方式に関する規律を法律上明確化することの必要性・相当性について、どのように考えるか。

- (3) その他

第8 再審請求の審理に関するその他の手続規定

2 期日指定に関する規律を設けるか

[検討課題]

(1) 規律を設けることの必要性

- 刑事訴訟法上、裁判所の裁量により期日を開くことができる中で、再審請求後一定の期間内における期日の指定を一律に義務付けることの必要性について、どのように考えるか。

(2) 規律を設けることの相当性

- 上記(1)のような義務付けをすることとすると、
 - ・ 再審請求の事案には様々なものがあり、最初の期日において行うべき定型的な手続が想定されないことから、手續が硬直的なものとなり、期日が空転するおそれがある
 - ・ 公判期日や公判前整理手続期日について同様の規定は設けられておらず、刑事訴訟法全体としての整合性が問題となる等の指摘について、どのように考えるか。

(3) その他

第8 再審請求の審理に関するその他の手続規定

3 請求理由についての陳述の機会を付与することとするか

[検討課題]

(1) 規律を設けることの必要性

- 刑事訴訟法上、裁判所の裁量により再審請求者に請求理由についての陳述の機会を付与することができる中で、陳述の機会の付与を義務付けることの必要性について、どのように考えるか。

(2) 規律を設けることの相当性

- 請求理由を的確に把握するためにいかなる方法を探るかは、審理の主宰者である裁判所の判断により決すべき事柄であり、請求理由についての陳述の機会の付与を義務付けることにより、手続の硬直化を招くおそれがあるとの指摘について、どのように考えるか。

(3) その他

第8 再審請求の審理に関するその他の手続規定

4 請求理由の追加・変更に関する規律を設けるか

[検討課題]

(1) 規律を設けることの必要性

- 請求理由の追加・変更に関する規律を設けることの必要性について、どのように考えるか。

(2) 規律を設けることの相当性

- 請求理由の追加・変更を無制限に認めることとすると、審理が長期化するおそれがあるとの指摘について、どのように考えるか。
- 請求理由の追加・変更の在り方について、議論の蓄積がなく、定まった運用や見解がない中で、特定の立場に立って明文の規律を設けることには慎重であるべきとの指摘について、どのように考えるか。
- 即時抗告審・異議審における請求理由の追加・変更を認めることは、上訴審が事後審であることと整合しないとの指摘について、どのように考えるか。

(3) その他

第8 再審請求の審理に関するその他の手続規定

5 事実の取調べについての請求権を付与することとするか

[検討課題]

(1) 事実の取調べについての請求権について

- 事実の取調べについての請求権を認めることの必要性・相当性について、どのように考えるか。
- 事実の取調べについての請求権を認めることとする場合、同請求に対する決定について不服申立てを認めないこととするか。

(2) 事実の取調べについての立会権について

- 事実の取調べについての立会権を認めることの必要性・相当性について、どのように考えるか。

(3) その他

第8 再審請求の審理に関するその他の手続規定

6 事実の取調べ後の意見陳述の機会を付与することとするか

[検討課題]

(1) 事実の取調べ後の意見陳述の機会の付与の義務付けについて

ア 規律を設けることの必要性

- 事実の取調べ後の意見陳述の機会の付与を義務付けることの必要性について、どのように考えるか。

イ 規律を設けることの相当性

- 意見聴取をいかなる方法であるかは、審理の主宰者である裁判所の判断により決すべき事柄であり、事実の取調べ後の意見陳述の機会の付与を義務付けることにより、手続の硬直化を招くおそれがあるとの指摘について、どのように考えるか。

(2) 意見聴取に関する規律を法律上明確化することについて

- 刑事訴訟規則に設けられている意見聴取に関する規律を法律上明確化することの必要性・相当性について、どのように考えるか。

(3) その他

第8 再審請求の審理に関するその他の手続規定

7 手続の受継を認めることとするか

- 1 再審請求をした者が死亡したときは、再審請求手続は、中断するものとする。この場合において、再審請求権者は、手続を受継することができるものとする。
- 2 1による受継の申立ては、再審請求をした者の死亡日から一定の期間内にしなければならないものとし、当該期間内に当該申立てがないときは、裁判所は、決定で再審請求を棄却しなければならないものとする。

[検討課題]

(1) 受継の申立てができる期間

- 受継の申立てができる期間をどの程度の期間とするか。

(2) 複数の者が受継の申立てをした場合の取扱い

- 複数の者が受継の申立てをした場合、どのような取扱いとするか。

(3) 受継の申立てがない場合において、弁護人が選任されているときに審理が終結しないこととすることの必要性・相当性

- 受継の申立てがない場合において、弁護人が選任されているときに審理が終結しないこととすることの必要性について、どのように考えるか。

- 再審請求者が死亡し手続を受継する者がいないにもかかわらず、弁護人が選任されれば手続が終結しないものとすることの法的根拠について、どのように考えるか。

(4) その他

第8 再審請求の審理に関するその他の手続規定

8 審理の終結及び決定日を告知することとするか

[検討課題]

(1) 規律を設けることの必要性・相当性

- 審理の終結及び決定日の告知に関する規律を設けることの必要性・相当性について、どのように考えるか。

(2) 具体的な規律の在り方

- 具体的な規律の在り方について、どのように考えるか。

(3) その他

第8 再審請求の審理に関するその他の手続規定

9 審理を公開することとするか

[検討課題]

(1) 規律を設けることの必要性

- 刑事訴訟法上、裁判所の裁量により再審請求審における審理を公開することができる中で、一定の手続について審理の公開を義務付けることの必要性について、どのように考えるか。

(2) 規律を設けることの相当性

- 刑事訴訟法上、決定手続の審理について公開を義務付ける規定はない中で、再審請求審についてのみ審理の公開を義務付けることとすると、刑事訴訟法全体としての整合性が問題となるとの指摘について、どのように考えるか。
- 再審請求審について審理の公開を義務付けることとすると、審理の内容等について、公開しない場合よりも詳細に報道等がなされることにより、被害者等の名誉・プライバシーや生活の平穏が害されるおそれが高まる等の指摘について、どのように考えるか。

(3) その他